

	意見等の概要	西都市の考え方
1	今回提案された表題「景観計画重点エリアの指定拡大について」の「計画」は「形成」の間違いではないか。	「景観形成重点エリア」の間違いです。
2	補足1 計画の目的の「史跡を有王に活用～」の「有王」は「有効」の間違いではないか。	「有効に活用」の間違いです。
3	補足1 保存管理で表記されている「本質的価値」とはどのようなことを指すのか。	本質的価値とは、史跡(日向国分寺跡)の価値のことです。 <ul style="list-style-type: none"> ・国分寺の構造や変遷の実態を知ることができる。 ・南九州地方における国家主導の仏教普及のあり方を示している。 ・国分寺造営の地域的特徴を探ることが出来る遺跡である。 などがあります。
4	補足1 整備活用で表記されている『当該史跡等の将来像を示した「整備活用」』とは、復元することなのか、そうであれば、その経費は考慮されているのか。	保存管理計画策定の段階では、整備については構想的なものであります。公有化を図り、発掘調査を実施し、遺構が特定された段階で、基本構想及び基本計画を策定する予定でありますので、この中で復元など具体的な整備活用(方法)について検討することになります。復元の経費については、基本計画の整備活用をどのようにするか決めた段階で算出します。
5	補足2 保存管理の基本方針の⑤にいう「史跡地周辺や史跡周辺」の表現はどう違うのか。同じではないか。	「史跡地周辺や周辺史跡」の間違いです。周辺史跡とは日向国分尼寺跡、日向国府跡などです。
6	補足3 対象範囲と地区区分の第2種地区の説明文「付属施設が依存している可能性が高い」の「依存」という表現は、「埋蔵されている」という意味なのか。	「付属施設が遺存している」の間違いです。残っている、埋蔵されているという意味です。
7	補足3 第3種地区は、本史跡のバッファゾーン(緩衝地帯)と規定されている。そうであれば、埋蔵文化財包蔵地に含まれないのではないか。	バッファゾーンとしているのは景観の保全を図っていく範囲であり、文化財保護法でいう周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)はその中に含まれます。